

5-74 大型後部反射器

5-74-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7 t以上のものの後面には、5-73の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。（保安基準第38条の2第1項）

5-74-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第211条第1項関係）
 - ① 大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下（被牽引自動車に備えるものにあつては、195mm以上230mm以下）の長方形であり、かつ、長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下であること。
 - ② 被牽引自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部によって囲まれており、かつ、黄色の反射部を囲む赤色の反射部又は蛍光部の幅が 40 ± 1 mmであること。
 - ③ 被牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と $45\pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が 100 ± 2.5 mmであること。
 - ④ 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- (2) 次に掲げる大型後部反射器であつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第211条第2項関係）
 - ① 指定自動車等に備えられているものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器
 - ③ ②に準ずる性能を有する大型後部反射器

5-74-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第38条の2第3項関係）

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第211条第3項関係）

- ① 大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。
- ② 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上0.25m以上（セミトレーラであつて、自動車の構造上、大型後部反射器を地上0.25m以上の位置に取り付けることができない場合には、地上0.25mより下のできるだけ高い位置）であり、かつ、大型後部反射器の上縁の高さが地上1.5m以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上1.5m以下に取り付けることができない場合には、地上2.1mより下であり、かつ、地上1.5mを超えるできるだけ低い位置）となるように取り付けられていること。

- ③ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に直交する水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（当該大型後部反射器の上縁の高さが地上 0.75m未満の位置に取り付けられている場合は、下方 5° の平面）並びに当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より左方 30° 及び右方 30° の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合には、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。
- ④ 大型後部反射器（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取り付けられていること。この場合において、縞模様のあるものは、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、山形縞模様となるように取り付けられていること。
- ⑤ 大型後部反射器は、自動車の後面に当該大型後部反射器の反射面を後方に向けて、かつ、当該大型後部反射器の下端が水平になるように取り付けられていること。
- ⑥ 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等 5-74-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。
- (2) 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であってその性能を損なう損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 211 条第 4 項関係）

5-74-4 適用関係の整理

4-74-4 の規定を適用する。